

高速道路利便増進事業に関する計画の概要

1. 高速道路利便増進事業

1) 平日深夜割引(注)

- ① 割引時間帯：平日（月曜日から金曜日まで、祝日を除く）0時～4時
- ② 割引率：50%
- ③ 対象車両：ETC無線通行車両（中型車、大型車、特大車）

2) 平日夜間割引(注)

- ① 割引時間帯：平日（月曜日から金曜日まで、祝日を除く）22時～0時
- ② 割引率：30%
- ③ 対象車両：ETC無線通行車両（中型車、大型車、特大車）

3) 休日昼間割引

- ① 割引時間帯：土曜、日曜、祝日 9時～17時
- ② 割引率：50%
- ③ 対象車両：ETC無線通行車両（軽自動車等、普通車）

(注)：神戸淡路鳴門自動車道または瀬戸中央自動車道において、本州四国間を直通走行した場合には全区間、直通走行でない場合は淡路島内の利用IC間が割引の対象。

2. 計画期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日まで

3. 割引対象路線

- ・一般国道28号 神戸淡路鳴門自動車道
- ・一般国道30号 瀬戸中央自動車道
- ・一般国道317号 西瀬戸自動車道

4. 高速道路の貸付料の額及び一般会計に承継される機構債務

(単位：百万円)

	貸付料の減額	債務承継額
本州四国連絡高速道路株式会社	4,817	4,588

5. 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果等を国土交通省へ報告し、必要に応じて計画の変更等を行う。

※計画の詳細については、<http://www.jehdra.go.jp/ribenzoushin.html> をご覧下さい。